

第 12 回教育委員会

平成 28 年 6 月 28 日
午前 10 時 30 分
本庁舎屋上会議室

議 案

議案第 103 号 教員と教科書出版社との接触について（方針案）【継続審議】

大阪市の教科書採択における公正性確保のための教員と教科書会社との接触等に係るルールについて(案)

1 経過

平成 26 年度以前に、複数の教科書会社が厳格な情報管理が求められている検定申請本を教員等に閲覧させた上で意見を聴取した事案や、また、その対価として報酬（金銭）を支払っていた事案等が平成 27 年度に発覚し、各自治体において事実確認のための調査を行うこととなった。

本市においても、教科書会社が検定期間中の教科書を閲覧させ、教員が兼業許可を受けることなく、報酬（金銭）を受け取るなどの事案が多数発生したことから、今後の教科書採択の公正性を高めていくため、平成 28 年 3 月 30 日の教育委員会会議で、「教員と教科書出版社との接触について（方針案）」が決議されたところである。

今年度も既に、教科書会社から教科書、指導書、副読本等（以下「教科書等」という。）の執筆の依頼が生じており、教科書採択の公正性を確保していく必要がある一方で、文部科学省が平成 28 年 3 月 31 日付け「教科書採択における公正確保の徹底等について」の通知で、「質の高い教科書の実現のためには、日々の授業実践を通じて得られた教員等の意見を反映することが必要不可欠であり、教科書の著作・編集活動の一環として、教科書発行者が教員等から意見を聴取することは、大きな意義を有するもの」と認めていることにも鑑み、教科書会社との接触を全面的に禁止することは望ましいとは言えない。

以上のような状況を考慮し、「教員と教科書出版社との接触について（方針案）」をもとに、以下のとおり具体的なルールを取り決めることとする。

2 教科書会社との接触禁止・報酬受領等のルール

（基本理念）承認を得ない限り、教員個人での教科書会社との接触を禁止する。

（1）教科書会社との接触ルールについて

ア 教員が教科書会社と接触する場合は、学校長を通じて教育委員会事務局指導部（以下「指導部」という。）の承認を得るものとする。

イ 特に、教科書の検定・採択期間中においては、教科書等の執筆の場合を除いて、教員が教科書会社と接触することを禁止する（小中学校）。

●指導部で承認する例

- ①教科書等の執筆
- ②教育委員会事務局が認める方式での教科書会社に対する助言
- ③複数の教科書会社（教科書協会を含む）が主催する研修会等への参加
（ただし、研修会等の際に開催される懇親会への参加は不可）

(2) 教科書等の執筆者の人選

- ア 教科書会社が教員に対して教科書等の執筆を求める場合には、教科書会社は指導部に申し出るものとする。なお、教員が教科書会社から執筆について直接依頼を受けた場合には、当該教員は自ら可否の応答をせず、指導部に申し出るよう教科書会社に伝えるものとする。
- イ 指導部は、人選について、過去の実績も踏まえ教科書会社及び学校と調整を行う。
- ウ 指導部は人選の調整後、執筆の可否について、教科書会社に連絡をする。
- エ 執筆を可とする場合、教科書会社は、学校長を窓口として当該教員に執筆依頼を行う。ただし、勤務時間外のみ可とする。
- オ 執筆を行う教員は、報酬（金銭）が発生する場合には、教育委員会事務局教務部教職員人事担当（以下「教職員人事担当」という。）に「兼職（兼業）の許可願」の申請を行い、承認を得る。

(3) 物品及び報酬（金銭）等の受領等の禁止について

- ア 教科書等の執筆の場合を除き、教科書会社からの報酬（金銭）の受領は認めない。
- イ 教科書会社からの物品の受領（弁当の提供を受けることを含む。）は認めない。
- ウ 教科書会社主催の懇親会への参加、教科書会社からの宿泊費等の受領は認めない。

(4) 執筆又は意見聴取に関わった教員の教科書採択への関与の禁止について

教科書等を執筆した教員又は特定の教科書会社から教科書等について個別に意見聴取を受けた教員は、その教科書会社に関わる教科書の採択事務に関与させない。

(5) その他

- ア 実施時期は、平成 28 年 7 月末日とする。ただし、上記原則（2）については、準備期間が必要なことから平成 28 年 8 月末日とする。ただし、実施時期前においても、教科書会社との接触が必要な事案が生じた場合には、学校長を通じて指導部に申し出るものとする。
- イ 上記原則（1）～（4）以外の特別な事情がある場合には、指導部及び教職員人事担当で別途協議を行う。
- ウ 上記原則（1）～（4）に違反した場合は、職務命令違反、兼職兼業違反として懲戒処分等の対象となりうる。

(参考：修正内容)

大阪市の教科書採択における公正性確保のための教員と教科書会社との接触等に係るルールについて(案)

1 経過

平成 26 年度以前に、複数の教科書会社が厳格な情報管理が求められている検定申請本を教員等に閲覧させた上で意見を聴取した事案や、また、その対価として報酬(金銭)を支払っていた事案等が平成 27 年度に発覚し、各自治体において事実確認のための調査を行うこととなった。

本市においても、教科書会社が検定期間中の教科書を閲覧させ、教員が兼業許可を受けることなく、報酬(金銭)を受け取るなどの事案が多数発生したことから、今後の教科書採択の公正性を高めていくため、平成 28 年 3 月 30 日の教育委員会会議で、「教員と教科書出版社との接触について(方針案)」が決議されたところである。

今年度も既に、教科書会社から教科書、指導書、副読本等(以下「教科書等」という。)の執筆の依頼が生じており、教科書採択の公正性を確保していく必要がある一方で、文部科学省が平成 28 年 3 月 31 日付け「教科書採択における公正確保の徹底等について」の通知で、「質の高い教科書の実現のためには、日々の授業実践を通じて得られた教員等の意見を反映することが必要不可欠であり、教科書の著作・編集活動の一環として、教科書発行者が教員等から意見を聴取することは、大きな意義を有するもの」と認めていることにも鑑み、教科書会社との接触を全面的に禁止することは望ましいとは言えない。

以上のような状況を考慮し、「教員と教科書出版社との接触について(方針案)」をもとに、以下のとおり具体的なルールを取り決めることとする。

2 教科書会社との接触禁止・報酬受領等のルール

(基本理念) 承認を得ない限り、教員個人での教科書会社との接触を禁止する。

(1) 教科書会社との接触ルールについて

ア 教員が教科書会社と接触する場合は、学校長を通じて教育委員会事務局指導部(以下「指導部」という。)の承認を得るものとする。

イ 特に、教科書の検定・採択期間中においては、教科書等の執筆の場合を除いて、教員が教科書会社と原則として一切の接触することを禁止する(小中学校)。
~~—(教科書等の執筆は可)—~~

●指導部で承認する例

- ①教科書等の執筆
- ②教育委員会事務局が認める方式での教科書会社に対する助言
- ③複数の教科書会社(教科書協会を含む)が主催~~—(教科書協会を含む)—~~する研修会等への参加(ただし、研修会等の際に開催される懇親会への参加は不可)

(参考：修正内容)

(2) 教科書等の執筆者の人選

ア 教科書会社が教員に対して教科書等の執筆を求める場合には、教科書会社は教育委員会事務局指導部（以下「指導部」という。）指導部に申し出るものとする。

なお、教員が教科書会社から執筆について直接依頼を受けた場合には、当該教員は自ら可否の応答をせず、指導部に申し出るよう教科書会社に伝えるものとする。

イ 指導部は、人選について、過去の実績も踏まえ教科書会社及び学校と調整を行う。

ウ 指導部は人選の調整後、執筆の可否について、教科書会社に連絡をする。

エ 執筆を可とする場合、教科書会社は、学校長を窓口として当該教員に執筆依頼を行う。ただし、勤務時間外のみ可とする。

オ 執筆を行う教員は、報酬（金銭）が発生する場合には、教育委員会事務局教務部教職員人事担当（以下「教職員人事担当」という。）に「兼職（兼業）の許可願」の申請を行い、承認を得る。

(3) 物品及び執筆を除く報酬（金銭）等の受領等の禁止について

ア 教科書等の執筆の場合を除き、教科書会社からの報酬（金銭）の受領は認めない。

イ 教科書会社からの物品の受領（弁当の提供を受けることを含む。）は認めない。

ウイ 教科書会社主催のからの弁当の提供や懇親会への参加、教科書会社からの宿泊費等の受領は認めない。

(4) 執筆又は意見聴取に関わった教員の教科書採択への関与の禁止について

教科書等を執筆した教員又は特定の教科書会社から教科書等について個別に意見聴取を受けた教員は、その教科書会社に関わる教科書の採択事務に関与させない。

(5) その他

ア 実施時期は、平成 28 年 7 月末日とする。ただし、上記原則（2）については、準備期間が必要なことから平成 28 年 8 月末日とする。

ただし、実施時期前においても、教科書会社との接触が必要な事案が生じた場合には、学校長を通じて指導部に申し出ることもとする。また、執筆者の人選の仕組みや、教科書会社に対する助言の方法については、指導部で上記原則とは別に検討を行う。

イ 上記原則（1）～（4）以外の特別な事情がある場合には、指導部及び教職員人事担当で別途協議を行う。

ウ 上記原則（1）～（4）に違反した場合は、職務命令違反、兼職兼業違反として懲戒処分等の対象となりうる。

~~エ 高等学校については、毎年度検定・採択が実施され、また学校ごとに選定調査を行っている現状を踏まえ、上記原則（1）イは適用せず、選定調査に関わって教科書会社に対して専門的な解説等を求めるときは、学校長が、真にやむを得ないと判断する場合に限り承認するものとする。~~